○法務省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	四七、〇八四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。	
出入国在留管理庁	五、八六六人		
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	
公安調査庁	一、六六〇人		
合計	五四、六一四人		

改正前			
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　［同上］			
区分	定員	備考	
本省	四七、〇六五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。	
出入国在留管理庁	五、四三二人		
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	
公安調査庁	一、六五〇人		
合計	五四、一五一人		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和二年六月三十日までの間	四七、一〇九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。
	令和二年七月一日から同年十二月三十一日までの間	四七、〇九四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第二十二号

法務省組織令の一部を改正する政令（令和二年政令第八十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子